

安全の手引き

2006年1月1日 作成

2009年11月12日 改訂

在デトロイト日本国総領事館

はじめに

近年、日本人の海外進出が急激に増加しており、これに伴い、海外において邦人が事件・事故や自然災害に巻き込まれる事例も増加しています。犯罪や交通事故は日々発生し、また、2001年9月11日の米国同時多発テロ以降世界各地で頻発するテロ事件、2004年12月のインドネシア沖大津波、2005年8月の米国における巨大ハリケーンなど一度に多数の死傷者がでる事態が現に生起しており、海外旅行や海外生活における安全確保は、従来に増して重要な課題になってきているといえます。

この「安全の手引き」は、邦人の皆様にとって、少しでも安全に滞在できるための指針となるよう、在デトロイト日本国総領事館が作成したものです。家庭や職場などにおける安全対策の参考にしていただければ幸いです。

目次

第1章 防犯の手引き

1. 防犯の基本的な心構え	3
2. 最近の犯罪発生状況	3
3. 住居の安全対策	7
4. 日常生活における注意事項	8
5. 外出時の安全対策	9
6. 自動車に関する犯罪の防止	11
7. 詐欺・パソコン関連犯罪の防止	13
8. ドメスティック・バイオレンス（家庭内暴力）	14
9. 交通事情と安全対策	15
10. テロ対策	20
11. 事例集（習慣・考え方・法律の違いに起因するトラブル）	21

第2章 緊急事態への対処

1. 緊急事態に対する基本的な考え方	27
2. 緊急事態の態様	27
3. 事前準備	29
4. 情報収集	31
5. 在留届	32
6. 全米・カナダ邦人安否確認システム	33
7. 緊急時の連絡先	33

第1章 防犯の手引き

1. 防犯の基本的な心構え

(1) 十分な情報収集

危険を回避し、安全を確保するためには、日常生活における行動範囲や出張・旅行の目的地などについての情報を得ることが重要です。インターネット、テレビ、ラジオ、新聞、クチコミ情報などにより、自分の周囲でどのような事が起きているか、何が話題になっているか知るよう心がけましょう。

(2) 自分と家族の安全は自分たちで守る

言葉の問題や制度の違いなどから、現地の行政機関が思ったようには動いてくれない場合があります。自分と家族の安全は自分たちで守るという心構えが必要です。

(3) 最悪を想定して準備する

日々の生活を安心かつ安全に過ごすには、物心両面での準備が必要です。常に最悪の事態を想定した上で準備を整えましょう。

(4) 現地社会にとけ込む

普段から隣人、コミュニティー、在留邦人と付き合い、良好な関係を築くように努めましょう。自然と様々な情報が入ってきます。また、いざというときに助けを得ることができます。

(5) 安全のための三原則

- ① 目立たない（場違いな服装、装飾品、高級車などを避ける。）
- ② 行動を予知されない（違う道、違う時間を選ぶなど、行動をパターン化しない。）
- ③ 用心を怠らない（慣れたところが要注意。）

2. 最近の犯罪発生状況

(1) 犯罪の傾向

F B I（連邦捜査局）によれば、最近10年間における全米での犯罪発生は減少傾向にあります。詳しくは、F B I 犯罪統計 <http://www.fbi.gov/ucr/ucr.htm> をご覧ください。次の表は、在留邦人数の多い市・郡区（おおむね60～70人以上）における犯罪の発生件数と発生率（発生件数を人口10万人当りに換算したもの）をF B I 犯罪統計に基づき、とりまとめたものです。参考として、米国全体・日本全体の数値（いずれも2008年のもの）を表の末尾に示しました。

区 分 ※1	凶悪犯発生件数(発生率)	財産犯発生件数(発生率)
オハイオ州全体	39,997 件 (348.2)	391,862 件 (3,411.7)
Metro-Cincinnati ※2	N/A	N/A
Cincinnati	4,204 件 (1,264.0)	20,264 件 (6,092.5)
Loveland	N/A	N/A
Mason	17 件 (55.6)	494 件 (1,615.3)
W Chester TP	87 件 (156.3)	1,545 件 (2,775.2)
Metro-Cleveland ※2	N/A	N/A
Beachwood	N/A	N/A
Cleveland	6,193 件 (1,428.8)	25,071 件 (5,784.0)
Eaton	25 件 (311.6)	387 件 (4,824.2)
Metro-Columbus ※2	N/A	N/A
Columbus	5,821 件 (774.2)	48,282 件 (6,421.4)
Dublin	18 件 (46.4)	733 件 (1,888.0)
Westerville	26 件 (72.7)	1,017 件 (2,842.9)
Worthington	N/A	N/A
Other Cities		
Dayton	1,672 件 (1,084.2)	9,466 件 (6,138.1)
Findlay	92 件 (246.7)	1,705 件 (4,572.1)
Kent	67 件 (237.0)	639 件 (2,260.7)
Marysville	8 件 (44.9)	457 件 (2,566.8)
Raymond	N/A	N/A
Sidney	N/A	N/A
Toledo	3,621 件 (1,140.8)	18,670 件 (5,882.1)
Washington CH	32 件 (234.2)	474 件 (3,468.5)
米国全体 (注：未報告分は不明)	1,382,012 件 (443.5)	9,767,915 件 (3,212.5)
日本全体	77,529 件 (60.8)	1,372,840 件 (1,076.2)

区 分 ※1	凶悪犯発生件数(発生率)	財産犯発生件数(発生率)
ミシガン州全体	50,166 件 (501.5)	391,862 件 (3,411.7)
Metro-Detroit ※2	N/A	N/A
Bloomfield Hills	2 件 (53.1)	44 件 (1,167.1)
Bloomfield TP	28 件 (68.5)	646 件 (1,580.8)
Canton TP	120 件 (142.0)	1,546 件 (1,829.5)
Commerce TP	N/A	N/A
Detroit ※3	17,428 件 (1,924.1)	53,095 件 (5,861.8)
Farmington Hills	144 件 (183.2)	1,621 件 (2,062.3)
Northville TP	15 件 (58.3)	486 件 (1,888.0)
Novi	64 件 (116.4)	1,304 件 (2,371.8)
Plymouth TP	19 件 (74.0)	354 件 (1,378.7)
Rochester Hills	N/A	N/A
Troy	94 件 (116.8)	1,852 件 (2,300.9)
W. Bloomfield TP	45 件 (70.3)	858 件 (1,340.8)
Other Cities		
Ann Arbor	295 件 (256.2)	3,121 件 (2,710.4)
Battle Creek	702 件 (1,143.2)	3,449 件 (5,616.8)
Coldwater	36 件 (338.3)	451 件 (4,238.7)
East Lansing	188 件 (406.8)	1,038 件 (2,246.0)
Grand Rapids	1,981 件 (1,025.9)	9,209 件 (4,769.1)
Jackson	323 件 (956.9)	1,893 件 (5,608.1)
Kalamazoo	742 件 (1,029.0)	4,244 件 (5,885.5)
Kentwood	280 件 (588.6)	1,716 件 (3,607.1)
Lansing ※3	1,181 件 (1,032.2)	4,261 件 (3,724.2)
Ypsilanti	285 件 (1,309.4)	1,024 件 (4,704.6)
米国全体 (注：未報告分は不明)	1,382,012 件 (443.5)	9,767,915 件 (3,212.5)
日本全体	77,529 件 (60.8)	1,372,840 件 (1,076.2)

- ※1 FBI 統計は、約1万7千の自治体から任意に集計した統計であり、2008年は約94%の自治体がデータを提出している。
- ※2 前記の2つの表において、米国に関しては、凶悪犯は「殺人」「強姦」「強盗」「加重暴行」の4罪種、財産犯は「凶悪犯罪又は窃盗目的の侵入」「一般窃盗」「自動車窃盗」「放火」の4罪種を示しています。日本に関しては、統計のとり方や犯罪の定義が異なるため、凶悪犯は「殺人」「強姦」「強盗」「放火」の4罪種に粗暴犯（暴行・傷害・恐喝・その他）を加えたもの、財産犯は「窃盗」を示しています。単純な比較はできませんが、安全対策を考える上での目安にしてください。
- ※3 FBI 犯罪統計におけるメトロエリアは次のとおりです。
- Metro-Cincinnati は、オハイオ州の Brown、Butler、Clermont、Hamilton、Warren の5郡、ケンタッキー州の Boone、Bracken、Campbell、Gallatin、Grant、Kenton、Pendleton の7郡及びインディアナ州の Dearborn、Franklin、Ohio の3郡。
 - Metro-Cleveland は、Cuyahoga、Geauga、Lake、Lorain、Medina の5郡。
 - Metro-Columbus は、Delaware、Fairfield、Franklin、Licking、Madison、Morrow、Pickaway、Union の8郡。
 - Metro-Detroit は、Macomb、Oakland、Wayne の3郡。
- ※3 Detroit 及び Lansing は、それほど多くの在留邦人が居住しているわけではありませんが、地域の中心都市であることから参考として示しました。

(2) 地域格差

米国と日本の犯罪発生状況を比較した場合、大きく異なる点は、米国においては地域格差が極めて大きいということです。地域の中心となる大規模・中規模都市においては、犯罪発生率が日本の何倍、何十倍もあるのに対し、郊外の市・郡区においては、日本と同程度又はやや高い程度です。したがって、住居や勤務先が郊外にある場合、日常生活において犯罪被害に遭うことは比較的少ないといえます。

全体として米国は日本より犯罪が多いことは事実であり、また、犯罪は都市部から郊外へ波及することもあり、日本と同程度以上の警戒心を持つことが必要です。

3. 住居の安全対策

(1) 住居選択の要件

住居を決めるとき、生活のしやすさ、教育環境、職場への交通環境等を検討しますが、「安全性」も要件の一つに加えてください。居住経験のある人の話や企業が蓄積している情報等を参考にし、可能な限りの時間と費用をかけることが必要です。

(2) 一戸建てか、集合住宅か

それぞれ長所・短所があり、一概にどちらが良いとはいえません。例えば、一戸建てなら、ある程度自分の思ったとおりに設備を整えることができる反面、万一の場合そばに人がいないなど。別の観点から考えてみると、警備員が配置され、又は出入り口にゲートのあるサブディビジョンは、犯罪者にとって入りにくいといえます。

(3) 防犯設備

防犯設備の充実強化は重要なポイントです。一戸建てにしる、集合住宅にしる、賃貸契約では自分の思ったとおりに設備を整えることは難しいものですが、次のような点を参考にしてください。

① 周囲

敷地境界物（塀）のない住宅が一般的であり、敷地内への侵入が容易である。したがって、悪意のある者を近寄らせないための対策が必要です。夜間、外を照らす防犯灯を設置し、屋内から外を見ることができるようにする、又は、人や物の動きを感知して点灯するモーション・ディテクターを設置する。植え込みは格好の隠れ場所になるので、普段からなるべく小さく刈り込む。家の番号・番地は、外からはっきり見えるようにする。警察官が通報を受けて現場に行く場合、番号が見えないと到着が遅れることがある。夜間は照明が番号まで届くようにしておく。

② 建物

ガレージはよくねらわれるので必ず閉めて施錠する。ガレージから家に入るドアも施錠する。のぞき窓・チェーン・補助錠の付いている玄関ドアや通用口ドア、また、インターホン、監視カメラ、警報装置（外部に大きく響く非常ベル）等が効果的です。ドアは必ず施錠しておく（被害家屋の多くは無施錠）。錠にはいろいろな種類がありますが、より安全性の高い錠に交換するといいいでしょう。外に面したガラス戸には、外から持ち上げて取り外すことができるタイプもあるので、きちんと閉め、施錠する。金属や木の

心張り棒も有効である。地下室や一階の窓は簡単に外から開かないよう点検しておく。

(4) 防犯チェック項目

- ① 侵入を容易にするはしごや台を不用意に置いていないか。
- ② 門扉、玄関のドアは常に施錠されているか。
- ③ 外出時の戸締りは確実か。
- ④ 防犯灯や非常ベルは故障していないか。
- ⑤ 警報装置は常時作動しているか。誤報が多いとって電源を切っていないか。
- ⑥ 家の周りに不審な物が置かれていないか。
- ⑦ 付近を挙動不審者がうろついていないか。
- ⑧ 見かけない自動車が駐車しているなど、通常と違う状況はないか。

4. 日常生活における注意事項

(1) 人間関係

常日ごろから隣近所の人に声をかけてあいさつするなどし、いざというときに助けを求められるような良好な人間関係を作っておきましょう。

(2) 来訪者

来訪者がある場合、すぐにはドアを開けないことが鉄則です。人が来たらのぞき窓から確かめ、知らない人であればドアを開けないでください。修理とか配達と偽って家に入ろうとするケースもあります。子供にも、知らない人が来たら絶対にドアを開けないように普段から言い聞かせてください。

(3) 長期間の留守

旅行等で家を空けるときは、次のようなことに気をつけ、不在であることが分からないようにすることが大切です。

- ① カーテンやブラインドは普段と同じようにしておく。
- ② 新聞や郵便は、不在の間、配達を止める。
- ③ 明かりにタイマーを付け、いつもと同じ時間に点灯するようにしておく。
- ④ 芝刈りや雪かきは、不在の間、だれかに頼んでやってもらう。

(4) 物品の管理

貴重品や現金は1か所ではなく、分散して保管します。よく盗難の対象となる DVD プレーヤー、パソコン、ゲーム機、テレビ、カメラ、芝刈り機、電動器具等は、値段、

購入月日、シリアルナンバーを記録しておきます。宝石や貴金属は写真を撮っておきます。盗難に遭ったとき警察への届け出や保険会社の手続に役立ちます。スポーツ用品等でシリアルナンバーがない物品には、防犯ペン（engraving tool や etching tool）で目印を付けておくのも一つの方法です。

（５）銃器について

日本では遠い存在だった銃器も米国では合法的に所持することが出来ますし、CCW（Carrying a Concealed Weapon）があれば銃器を隠して携帯することも可能です。また、正規に登録されていない銃器も氾濫し、犯人は銃器を持っているかもしれないことを考慮しなければなりません。

また、銃器をお持ちの方は絶対に子供の手の届く場所に保管しないこと。

（６）正当防衛の考え方

米国においては銃器の所有権が認められていることが象徴するように、自己防衛の精神が根付いていて、日本と比べて正当防衛が認められる範囲が広がっています。オハイオ州においては2008年9月に、キャスルドクトリンと呼ばれる州法改正がなされました。これは「自分の城は自分で守る」との考え方で、建物だけでなく庭等の敷地に押し入った者に対する銃撃についても正当防衛を認めることとなります。

5. 外出時の安全対策

（１）一般的な心構え

前記「2.（2）地域格差」のとおり、都市部で犯罪が多発していることは明白です。都市部でも、ダウンタウン（繁華街）そのものは人が多く、犯罪は比較的少ないといえますが、ブロック一つ違うだけで急に人通りが少なくなることがあり、そのような場所へは行かない、通らないことが肝心です。また、周囲の人を視野に入れ、後をつけてくる者がいないか確認しましょう。犯罪者の多くは、被害者の後をつけ、やりやすい場所、逃げやすい場所で実行します。日本には『急がば回れ』という諺がありますが、当地の生活においても同じです。近道をしようと不慣れた土地で公園やアパートの敷地内をショートカットすることは厳禁です。また、不慣れた土地でカーナビゲーションを設定する場合には『高速道路優先』を選択しましょう、『最短時間』や『最短距離』を選択するとおぼぬ危険地区を通過することになりかねません。

（２）外出時の注意事項

① 現金を持ち歩かない

必要最小限のクレジットカード又は小切手を持ち、現金はなるべく少なくする。財布は、身体の前側の内ポケットなどに入れる。ズボンの尻ポケットに財布が入っているのが見えていると、ひったくり・すりの標的になるおそれがある。

犯罪に遭遇した場合に備えて、別の財布を用意し、少額の現金と、日本の各種会員カード等一見してクレジットカードに見えるカード等を入れて、取り出しやすいところに入れておくのも被害を最小に押さえる手かもしれません。

② 目立たない

場違いに派手な服装やアクセサリは避け、また、カメラを首にかける、いかにも旅行者という印象を与えない。地図・道順・行き先を頭の中に入れ、遠回りになっても、明るく、人通りの多い道を選ぶ。路肩に車を止めて地図を確認することは危険です。同乗者に確認してもらうか、安全な場所まで移動して確認する。

③ 空港やホテル

チェックイン・アウト、買い物、電話、乗り物を待っているときなど、自分の荷物から目を離さない。知らない人に荷物の保管や監視を依頼しない。

④ ホテルの出入り

ホテルでは部外者が自由に出入りできる。部屋に入るときには、後をつけられていないか十分注意する。ホテルから出るときも同様。

⑤ 待ち合わせ場所

外出先・旅行先で、家族や友人と別行動をとり、その後の待ち合わせを予定する場合は、お互いの行き違いや予定の変更に備えて、あらかじめ、二次的な待ち合わせ場所も決めておくとうい。

⑥ 両耳をふさぐヘッドホン・イヤホンを使用しない

路上における強盗被害では、ヘッドホンを使用して音楽を聴きながら歩行中の人や携帯電話使用中の被害が目立ちます。これは、犯人の足音に気がつかず、後方から近寄ってきた犯人グループにいきなり取り囲まれたり、いきなり後方から殴られたりして被害に遭うからです。犯人も狙いやすい標的を探しています。常に周囲に気を配り、犯人に「狙いやすそうだ」と思わせないことが大切です。

⑦ 徒歩で角を曲がる時には歩道を大回りに歩く

路上における強盗事件は何かのきっかけがあつて発生することが多く、代表的な例が

歩行中にビル等の角を曲がった時に鉢合わせになり、口論から強盗に発展するものです。

⑧ 帰宅時にはあらかじめ鍵を手にしておく

玄関前で鍵を探している時間はとても危険です。自宅の近くまで来たらあらかじめ鍵を手を持ち、玄関に着いたらすぐに錠を開けて中に入り、施錠することが大切です。自動車に乗り込むときも同様です。

(3) 犯罪に巻き込まれそうになったとき

銃声や爆発音が聞こえたら、身を低くし、反対方向に素早く移動します。

(4) 強盗に襲われたとき

強盗に襲われたときは、抵抗せず、生命と身体の安全を優先することが原則です。

- ① 抵抗しない。相手を興奮させない。
- ② 犯人を観察する。顔・人種・背丈・体格・服装・言動・車のナンバーなど。
- ③ 犯人が立ち去ってから、犯人の特徴や目撃したことを書き留める。
- ④ その場で警察に通報する。警察官が到着するまで電話は切らない。

6. 自動車に関する犯罪の防止

(1) 米国における自動車盗難の現状

米国では、自動車盗難は年間約 100 万台で、これがどれほど多い数字なのかピンときませんが、次のように日本と比較するとよく分かります。(米国の統計では、自動車盗には、オートバイやスノーモービルの盗難も含まれています。)

2008 年発生件数と発生率 (発生件数を人口 10 万人あたりに換算したもの)

米国	自動車盗	956,846 件 (発生率 314.7 件)
日本	自動車盗	27,515 件 (発生率 21.6 件)
	オートバイ盗	80,354 件 (発生率 63.0 件)
	自転車盗	393,462 件 (発生率 308.4 件)
	上記 3 種合計	501,331 件 (発生率 393.0 件)

米国で自動車盗の発生率が高くトロイト市では、2008 年の自動車盗発生件数は 16,441 件、発生率は 1,815.2 件でした。日本では愛知県の場合の発生件数は 4,001 件、発生率は 54.0 件でした。

(2) 自動車盗に対する注意事項

自動車の盗難及び付随する被害を防ぐため、次のことに気をつけましょう。

- ① 車を離れるときは短時間でも必ず鍵を掛ける。給油時も必ず鍵を抜く。
- ② 管理者が配置され、照明設備が整っている駐車場を利用する。
- ③ イモビライザーなど盗難防止装置付きの車を選択する。
- ④ 防犯ペンでボンネットやトランクの裏に目印を書き込む。盗難後、車が発見されたときにこのような証拠が役に立つ。また、車台番号は必ず記録しておく。
- ⑤ キー・リングに名前や住所を付けない。鍵を紛失した際に車をとられるばかりでなく、家に侵入されるおそれがある。また、車内に運転免許証等を置かない。
- ⑥ バレー・パーキングなどで車を預けるとき、車の鍵だけを渡す。

（３）車上ねらいに対する注意事項

自動車盗と同様、車上ねらいも多発しています。被害の多くは、車内の見える場所にかばん等を置いていたことによって発生しています。当館では、盗難を理由とする旅券の再発給の申請が、毎年10～20件ありますが、その多くが、車内から盗まれたというものです。車には必ず鍵を掛け、所持品はトランクに入れるなどし、外から見えないようにしましょう。旅行者やよそ者と思われるとねらわれやすいので、地図は広げたままにせず、また、レンタカーだと分かるような表示などは取り外しておくとい良いでしょう。GPSは本体だけでなく取り付け台も隠しましょう。犯人の中には台の吸盤の丸い跡で目星を付けて車内を物色するので、吸盤お後はきれいに拭いておきましょう。

（４）カージャックに対する注意事項

カージャックは、車を奪われるだけでなく、状況によっては生命や身体に危害が及ぶおそれがあるので、次のような点に注意する必要があります。

- ① 乗降時、周囲の状況をよく確認するとともに、不審者がいないか、不審物が置かれていないかなどに気をつける。
- ② 車に乗る前、あらかじめ鍵を準備して手に持つ。危険なのは、車の横で立っているときや鍵を探しているとき。また、車に乗る時は、不審者が乗り込んでいないか必ず確認する。車に乗り込んだらすぐに発進する。
- ③ 行き先を地図で事前に確認しておく。都市部においては、フリーウェイか大通りを走行し、路地に入り込まないようにする。
- ④ 追突されたりしても、その場の状況をよく見て、不用意に車外に出ない。
- ⑤ 路上駐車は避け、利用者の多い駐車場を利用する。レストラン・商店・モールの駐車場を利用する場合は、店の正面に駐車するように心がけ、人気のない裏側の駐車場は

避ける。また、車内の見えないバン等の隣への駐車も避ける。

⑥ 車に乗り込んだらすぐにドアをロックし、発車までの間に乗り込まれないようにする。また、見知らぬ者に停車を求められても止まらない。

⑦ 万一の場合、車よりも生命・身体の安全を優先して行動する。警察によれば、米国における自動車盗は、転売目的ではなく、多くの場合は二次犯罪使用目的または移動手手段としての一時使用であり、高い確率で返還されています。カージャックにあつたら抵抗しないで車から離れて直ぐにその場から 911 番に通報するようにしましょう。

7. 詐欺・パソコン関連犯罪の防止

(1) 詐欺の手口

最近、日本では振り込め詐欺の被害が多発していますが、世界では次のような手口が見られます。信用してはいけません。

① 宝くじ

宝くじ団体から、「あなたは、メールアドレスを利用した新しいシステムのくじに当選した。150 万ドルの賞金を受け取ることができる。」というメールが届き、その賞金を受け取るために、手数料や税金という名目で数十万円から数百万円相当の金額を送金するよう指示される。

② 遺産又は国家の資金

某国の政府関係者・銀行又は会社役員を名乗る者から、「石油商人が残した遺産が軍事費として使われてしまうので、近親者に代わる人を探している。」「政府が保存していた大量の米ドル紙幣を国外へ持ち出すために手助けをしてほしい。」などのメールやファックスが届き、準備費用という名目で数百万円相当の金額を送金するよう指示される。時として、犯人グループは、被害者を訪問し、あるいは某国や第三国に被害者を招待し、公用旅券などを示して信じ込ませる。

③ 日本の「還付金残高確認証」

架空の書面である還付金残高確認証（金五百億円、大蔵大臣などと印刷されているもの）を示し、「日本の財務大臣がこれと同額の国債と引き換えてくれる。」などとだまして高額で売りつける。日本国政府（財務省・大蔵省）が発行した事実はなく、関与もしておらず、また、そのような書面は法的に存在し得ない。

④ インターネット販売における無効小切手を使った詐欺事件

在留邦人が中古品をネット販売し、商談が成立した。後日額面の間違った小切手（例 \$ 50→\$ 500）が届き、連絡したところ、品物と一緒に差額を小切手で払って欲しいとのこと、銀行で入金できたことから、商品とともに差額分を小切手で郵送した。後日銀行から「小切手は無効が確認されたので入金は取り消された」との連絡が入った。犯人は差額の小切手を換金済みで、連絡がとれなくなった。

⑤ 拾った現金を山分けすることを口実にした詐欺事件

犯人は2人組で、1人が「財布を落とさなかった？」と声をかけ、別の通行人（犯人の仲間）にも声をかける。3人で財布を確認すると中には1万ドル相当と思われる紙幣があり、3人で山分けすることを持ちかけられる。「山分けには紙幣を交換する必要がある。」等言葉巧みに被害者を銀行等に誘導して、口座から引き出したばかりの現金数千ドルを騙し取って逃げ去る。

（2）チャットの危険性

チャットの相手がだれなのかは、全く分かりません。誘拐犯や性犯罪者であるかもしれません。実際にチャットの相手と会って、殺されたり、性的被害を受けたりした事件が発生しています。

- ① 絶対に自分の名前・住所・電話番号、学校の名前を教えない。
- ② 自分の写真を送ったり、相手と会ったりしてはいけない。
- ③ わいせつメールや脅迫メールは相手にしない。
- ④ 危険を感じた場合には警察に連絡する。親や先生に話す。

8. ドメスティック・バイオレンス（家庭内暴力）

（1）ドメスティック・バイオレンスの形態

最近、「夫（彼氏）から暴力を受ける。」、「夫（彼氏）が子供に暴力を振るう。」という邦人女性からの訴えが多くなっています。ここでいう暴力とは、殴る・蹴るなどの身体的暴力、ののしる・怒鳴る・「出ていけ」などの言葉の暴力はもちろんのこと、精神的苦痛を与えることを含み、また、行為の強要・避妊させないなどの性的虐待や、子供の保護を怠ることも含みます。

後記「11. 事例集」で参考事例（事例1～4）を示しましたのでご覧ください。

（2）相談及びその効果

ドメスティック・バイオレンスは家庭の中で行われることが多く、更に夫婦・恋人・

親子という人間関係にあるがゆえに、なかなか外部からは目が届きません。しかし、早期に手を打てば深刻な事態は避けられることが多いので、一人で悩まず、カウンセラー等しかるべき機関に相談するのも一つの方法です。相談した場合、あるいは相談ではなく、受診のような場合で、その結果として家庭内暴力が認められると、関係当局に通報されます。状況に応じ、裁判所が配偶者や恋人に対し家族への接近禁止命令を出したり、警察が配偶者や恋人を逮捕したりすることになります。

9. 交通事情と安全対策

(1) 米国における交通死亡事故

2008年の全米における交通事故死者数は37,261人(ミシガン州980人、オハイオ州1,099人)でした。同年の日本は5,155人でした。米国の人口が約3億405万人、日本の人口は約1億2,756万人で、その比率(2.4対1)から考えれば、米国の交通事故死者数は日本よりはるかに多いといえます。一方、自動車の台数・走行時間・走行距離等の条件を含め、自動車を使用する機会や頻度という観点から比較すれば、一概に米国の方が多いたとはいえない可能性もあります。

いずれにせよ米国では交通事故が多く、また、当地では自動車を運転する機会が非常に多いことから、常に安全運転を心がける必要があります。

(2) 日本語のサイト

米国では、基本的には同じながら、州によって微妙に交通ルールが異なります。交通ルールは各州政府のウェブサイトで知ることができます。残念ながら、そのほとんどが英語で書かれていますが、次の2州のものには日本語版があります。交通ルールのほか、運転免許取得手続も示されています。ミシガン州やオハイオ州と完全に同じというわけではありませんが、概要を把握するのに適しています。

① インディアナ州自動車局

<http://www.state.in.us/bmv/3467.htm> の「Japanese version」をクリック。

② ワシントン州運転免許部

<http://www.dol.wa.gov> ページ右下部分の「日本語」をクリック。

(3) 交通ルール

米国で運転する際に注意すべき交通ルールのうち、主なものは次のとおりです。

① ミシガン州では多くの交差点で左折が禁止されており、その場合、交差点を通過

してUターンした後右折するか、交差点を右折した後Uターンするかのいずれかの方法により、目的の方向へ進む。この左折方法は、俗に **Michigan Left** と呼ばれる。ミシガン州特有のルールであり、他州ではあまり見られない。

② 交差点においては、**No Turn On Red** の標示がある場合を除き、赤信号であっても右折可。また、一方通行路への左折 (**Michigan Left** を含む。) も可。当然のことながら、交差道路の車両の進行を妨げてはならない。

③ 日本では3秒前後の全赤の時間があるが、米国では全赤は非常に短い。つまり、対面信号が赤になると交差信号はすぐに青になる。

④ 道路中央の黄線内のレーンは、左折のとき、又は道路左側の施設等へ行くときに待機するためのレーンである。黄線内レーンに入ったときは、後続車両や対向車両との接触を避けるため、黄線からはみ出さないように注意する。また、あまりにも手前から黄線内レーンに入ってしまうと、黄線内レーンに入ってくる対向車と正面衝突したり、接触したりすることになるので要注意。

⑤ スクールバスが赤点滅のSTOPサインを出している場合は、バスの約6メートル後方で停止して待つ。中央分離帯のない道路では対向車であっても停止すること。

⑥ 緊急車両が接近してきたときには全ての進行方向の車両は直ちに交差点内を避けて道路右側で停止する。ミシガン州及びオハイオ州においては、対向車についてはスクールバスのように分離帯が有る場合等の除外規定が設けられていません。

⑦ シートベルト及びチャイルドシートに関する規定は、各州で微妙な違いがある。ミシガン州及びオハイオ州の規定は次のとおり。

区 分	ミシガン州	オハイオ州
シートベルト	前列の座席は必ず着用。後部座席では、16歳未満の者は必ず着用。	前列の座席は必ず着用。後部座席では、15歳未満の者は必ず着用。運転手が18歳未満の場合、同乗者全員必ず着用。
ブースターシート	4歳以上8歳未満で、4フィート9インチ(約145cm)未満の者は使用。	4歳以上8歳未満で、4フィート9インチ(約145cm)未満の者が使用。

チャイルドシート	4歳未満の者はチャイルドシート使用。	4歳未満又は体重が40ポンド(18.16kg)未満の者はチャイルドシート使用
	(全米共通規定) チャイルドシートは、前列の座席でも前列以外の座席でも設置可。子供の月齢が12か月までの場合、顔が車の後方を向くようにして乗車させなければならない。	

詳細は

- ミシガン州議会ウェブサイト <http://www.legislature.mi.gov/> の検索画面から MCL Section に 257.710e (シートベルト規制) 又は 257.710d (チャイルドシート規制) を入力して検索し、確認してください。
- オハイオ州公安委員会ウェブサイト http://www.bmv.ohio.gov/pdf_forms/HSY-7607.pdf から SAFETY BELTS 及び CHILD RESTRAINTS を確認してください。

(4) オハイオ州独自の交通法規

① 若年ドライバーに対する運転制限 (オハイオ州)

オハイオ州においては、免許を取得して間がない若年ドライバーの運転を制限する法律が、2007年4月6日に施行されました。

(A) 保護観察付き免許 (probationary driver license) を有する者

- 17歳未満の場合
 - ・ 自己の親又は監護者 (以後「親等」) が同乗していなければ、家族でない者を1人しか同乗させることができない。
 - ・ 自己の親等が同乗していなければ、深夜0時から午前6時までの間は運転してはならない。ただし、緊急の事情、学校活動の行き帰り、又は職場の行き帰り (雇用者からの書面が必要) は、例外として認められる。
 - ・ 免許を取得後6か月以内に動的違反1件を犯した場合、有罪とされた日から6か月の間、又は17歳になるまでの間、運転には常に親等の同乗を必要とする。
- 17歳以上18歳未満の場合
 - ・ 親等が同乗していなければ、午前1時から午前5時までの間は運転してはならない。ただし、緊急の事情、学校活動の行き帰り、又は職場の行き帰り (雇用者

からの書面が必要)は、例外として認められる。

(B) 仮免許 (temporary permit) を有する者

18歳未満の場合、親等(有効な運転免許の保有が必要。)が同乗していなければ、深夜0時から午前6時までの間は運転してはならない。

② 雨天時のヘッドライト点灯(headlights-in-the-rain)

雨天のワイパー使用時にはヘッドライトの点灯を義務化。この違反は Secondary Offence であり、雨天時にヘッドライトを付けていないことだけで停止を命じられることはないが、その他の違反等で停止を命じられた場合に、併せて Ticket を作成される。

(罰金\$150以下、但し、当面は警告のみで、2010年1月1日から Ticket を作成される。)

③ 牽引トラック保護

牽引トラック(トレーラートラックではなく、事故車等を牽引するトラック)保護を目的として、道路脇に牽引トラックがある場合に、

- 車線を変更する
- 速度を直ぐ止まれる速度まで減速する

いずれかの行動をしなかった場合には罰金\$300及び裁判費用を支払わなければならない。また、1年以内に同じ違反をした場合には罰金が\$500になる。

(5) 事故の場合の措置

- ① けが人がいるときには救護措置をとるとともに救急車・警察を呼ぶ。
- ② カメラがあれば多めに写真をとっておく。
- ③ 目撃者がいるときには名前と連絡先をメモしておく。
- ④ 相手の名前及び保険会社の名称・保険番号を聞く。
- ⑤ どちらに非があるかの話はしない。
- ⑥ 車の修理は保険会社の指示があるまで出さない。

(6) 日常のメンテナンス

パンク、オイル漏れ、ガス欠、バッテリー切れ、ファンベルト切れ等で立ち往生すれば、時間的・経済的に無駄であるばかりでなく、季節や場所によっては大変に危険な状況に陥ります。ガソリンの補給や車の定期点検・整備は確実に実施するように注意しましょう。故障やトラブルに備えて、レッカー牽引、ガソリン補給等のロードサービスを受けられるAAA(トリプルA)に加入するのも良い方法です。

(7) 秋のドライブ(鹿との衝突事故に対する注意)

秋から冬にかけて、鹿との衝突事故が多発します。狩猟シーズン前である10月と11月は鹿の個体数もピークにあり特に発生が多くなっています。2008年中のミシガン州・オハイオ州における鹿との衝突事故件数は次のとおりです。

2008年		ミシガン州	オハイオ州
州全体	件数	61,010件	24,590件
	死者	12人	6人
	負傷者	1,484人	979人

危険な時間帯は

- 全体の20%が夜明け前後
- 全体の50%が午後5時から深夜にかけて

です。

警察によれば、「鹿との衝突を避けようとして樹木や他の車に衝突し、死傷の結果が生じている。動物と衝突することが、時には最も安全な選択になる場合もある。」とのことであり、鹿との衝突事故を回避するために以下のことが有効です。

① 心構え

- 注意力・集中力を維持する。
- どのような衝突に対してもシートベルトが最良の方法である。
- 特に夜明け時と日暮れ時に注意する。
- 対向車がなければ、ハイビームにすると鹿の目が光って発見しやすくなる。
- 特に2車線の道路において、鹿横断や速度制限の標識に注意する。
- 鹿は群れをなす動物であり、よく1列になって移動するので、1頭の鹿を見つけたら、しばらく待つ。

② 衝突が避けられないとき

- 走っている道路・車線からはみ出ない。
- 同乗者に警告する
- しっかりとブレーキを踏む。
- 両手でハンドルを握る。
- 車をきちんと制御して停止させる。

(8) 冬のドライブ

冬季、凍結路では十分に速度を落とし、急ハンドル、急ブレーキなど「急」の付く操

作は避けましょう。道路の凍結部分は走行中に突然現れます。日陰や橋の上などでは、その部分のみ凍結していることがあり、十分に減速して通過してください。気温が下がり、走行中のタイヤの音が静かになったときは、路面が凍っていると思ってください。

厳冬期に車が故障し、動けなくなると、凍死など生命が危険にさらされるおそれがあります。携帯電話及び車載充電器を必ず携行する、燃料は常に補給しておく、バッテリーあがりに備えて接続ケーブルを積載しておく、非常用の食料・飲料水を携帯しておく、防寒着や毛布等を積んでおくなど急激な天候の変化にも対応できる準備が必要です。

10. テロ対策

(1) 情勢

米国への攻撃を内容とする声明が、しばしばアル・カーイダ関係者から出されます。最近では、2006年1月19日、ウサマ・ビン・ラーディンによるものと思われる声明がありました。

この声明の信ぴょう性は明らかになっておらず、2009年2月現在、米国には具体的な脅威はないとされていますが、このような声明はテロ組織やその活動に影響を及ぼす可能性があります。テロの標的になる可能性のある場所にはできる限り近づかない、大勢の人が集まる場所では周囲の状況に注意をはらうなど、テロ事件や不測の事態に巻き込まれることのないよう十分注意してください。

世界各地の最新情報は、外務省海外安全ホームページ <http://www.anzen.mofa.go.jp> をご覧ください。

(2) 脅威度

米国においては、安全に対する脅威度が5つの色で表示されます。脅威度の低い方から高い方へ、緑色（低）、青色（注意）、黄色（増大）、橙色（高）、赤色（危険）というように表示され、2009年2月現在、米国全体に関しては黄色レベル、国内線・国際線とも航空運輸に関しては橙色レベルになっています。

最新の脅威度については、国土安全保障省（Department of Homeland Security）のウェブサイト <http://www.dhs.gov> をご覧ください。

(3) 空港・航空機におけるセキュリティ

脅威度の変化により、空港でのセキュリティ検査や機内への物品持ち込み制限が厳しくなることがあります。

2006年8月の液体による航空機テロ計画の発覚以降、従来からの持ち込み禁止物品に加え、次のとおり、液体類の機内への持ち込みが制限され、持ち込む場合の方法が指定されています。

- ① 原則として、液体・ジェルは機内持ち込みが許可されず、預け入れ荷物としてチェックインしなければならない。
- ② ただし、液体・ジェルを3オンス（約90ミリリットル）以下の容量の容器に別々に入れ、それらの容器を、透明で再密閉可能な1クォート（約1リットル）サイズのビニール袋に入れ、ビニール袋を密閉した上、機内持ち込み荷物とは別にX線検査を受けた場合には、機内持ち込みが許可される。3-1-1（3オンス以下の容器、1クォート以下の透明ビニール袋、一人1袋だけ）と覚えてください。
- ③ 幼児用ミルクや医薬品等については別の扱いになり、機内持ち込みは許可されるが、透明で再密閉可能な1クォートサイズのビニール袋に入れられていない場合及び3オンス以上の容器を使用している場合には、検査官に申告しなければならない。
- ④ 検査後の安全地域内で購入した液体類は機内持ち込みが許可される。

最新の情報については、運輸安全保障局（Transportation Security Administration）のウェブサイト <http://www.tsa.gov> をご覧ください。

また、同サイトの一部分ではありますが、日本語に翻訳されているものがあります。http://www.tsa.gov/assets/pdf/translated_security_japanese.pdf において日本語の内容を見ることができます。

禁止されていたライターの機内持ち込みが2007年8月4日から認められるようになりました。持ち込みが認められたのは一般のライターで、預け入れは不可です。トーチライターと呼ばれる形式の物（日本で言うターボライター）は、持ち込み・預け入れとも不可です。ライターの燃料も、持ち込み・預け入れとも不可です。

その他マッチ、はさみ、小型ナイフ等の危険物品、食料品、飲料水、ラップトップ型パソコン、テレビゲーム、ビデオカメラなどについて詳細な規定がありますので、上記運輸安全保障局のウェブサイトをご覧ください。

11. 事例集（習慣・考え方・法律の違いに起因するトラブル）

日本ではほとんど問題にならない行為が、米国においては、習慣・考え方・法律の違いにより犯罪行為とみなされ、状況によっては逮捕されることがあります。その背景と

して、米国では、そうした行為による被害が多発しているという現実があります。

日常生活において注意すべき点について、過去の事例から考えてみましょう。

(1) 家庭での心得

(事例1) 子供と入浴する

小学生の女の子が、現地校で「お父さんとお風呂に入るのが楽しみ」という作文を書いたところ、警察の知るところとなり、父親が逮捕された。

(類似事例) 子供が入浴しているところを写真撮影し、フィルムを店に出したところ、警察に事情聴取された。

米国では、浴室はプライバシーが強く保たれるべき場所であると考えられており、たとえ親子であっても一緒に入浴することは非常識な行為とみなされ、特に、父親と娘の場合には、性的虐待が強く推定されることとなります。また、児童ポルノに関する規制・処罰が厳しく、写真等の所持だけでも懲役刑の対象となります。自分の子供の写真であっても、子供をポルノの対象にしている可能性があると思われる場合は、警察へ通報される可能性があります。

(事例2) 子供を自動車内に残す

幼い子供を連れて買物に出かけたが、子供が眠ってしまったので、子供を自動車の中に残したまま駐車し、買物を済ませて戻ったところ、年少児監護義務違反で警察に逮捕された。

日本では、親が子供を車内に残したままパチンコに興じ、子供が死亡するという事案がよく発生します。米国では、この種の事案は、大事に至らなくても処罰の対象になることがあります。子供を車内に残せば、それだけで誘拐などの被害や暑さ・寒さによる死亡のおそれがあるからです。ショッピングモールなどの駐車場はよくパトロールされていますし、周囲の人もこのような状況を見つけると警察へ通報します。

何歳までがだめで何歳からがよいのか、一概にはいえません。法律も、子供を自動車内に放置する行為そのものを禁止しているものもあれば、傷害や死亡の結果が発生した場合に罰するなど、州によって異なります。子供を放置することを禁止する法律がない州においては、状況によって、例えば幼児虐待や年少児監護義務違反などの罪が適用され、処罰の対象となります。ミシガン州及びオハイオ州の法律では親が看護すべき子供とは18歳未満であることを規定しています。「16歳になれば一人で車を運転できるのに

矛盾している。」と思うかもしれませんが、過去に「17歳の娘が体調を崩してぐったりして寝てしまったので車に残して買い物をして戻ったところ逮捕された。」事例もあります。日本人にありがちな行為として、体調の悪い家族等を病院に連れて行き、車に残して、先に受付だけ済ませようとする行為は米国においては大変危険な行為と見なされず（病人を放置した等の保護責任者遺棄は対象が成人であっても適用されます）。

ミシガン州では、2009年4月1日から Kids in Cars と呼ばれる法律が施行され、13歳以上の世話をする人がいないまま6歳未満の子供を車に残す行為がより厳罰化されました。この法律では子供の放置そのものが処罰の対象ですので、何ら危険性がないと思っても6歳未満の子供を車に残しただけで逮捕される可能性が高くなります。

結局のところ、事件・事故、その他トラブルを防ぐため、自動車内に子供を置いていくのは避けるべき、ということになります。

また、住居等で子供を一人にしておいてよいか、という問題もありますが、ミシガン州及びオハイオ州においては自動車と同様に考えてください。

（事例3）子供を叱る

買物中、子供がぐずるので、「静かにしなさい。」と言いながら子供をたたいたところ、店から警察へ通報され、親は幼児虐待で逮捕された。

子供に対する体罰について、米国内でも見方は多様ですが、親による幼児虐待事件が後を絶たず、社会の目が厳しいという背景があります。子供をたたいた親は逮捕され、状況によっては、その配偶者が「監護を怠った。（配偶者の暴力から子供を守らなかった）」として逮捕されたり、子供が隔離されたりすることがあります。

（事例4）夫婦（恋人）げんか

観光地において、ささいなことで夫婦げんかとなり、夫が妻をたたいたところ、周りにいた観光客が警察へ通報し、夫が逮捕された。妻は警察官に対し「仲直りしたので夫を逮捕しないでほしい。」と懇願したが、聞き入れなかった。

子供に対する体罰と同様、夫婦（恋人）げんかも厳しく扱われます。米国は、夫や恋人の暴力により、多くの女性が犠牲になっており、事例のような行為は夫婦（恋人）間だけの問題とはみなされず、犯罪として扱われます。この種の事例では被害にあった女性等が被害を申告しないから逮捕しないでほしいと言っても逮捕されてしまうことが珍しくありません。この背景として米国には「公共危険の排除」つまり「暴力的な行為や言動をする人は被害者だけでなく、地域全体の危険である。」という考え方があり、たと

え被害届はなくても警察の判断で逮捕して公共の危険を排除し、後の判断は裁判所に任せることとなります。

(2) 学校での態度

(事例5) 興味本位のメモ所持により退学

現地校（ミドルスクール）に通う邦人生徒（14歳）が、インターネットで見つけた爆弾製造法を興味本位で紙片にメモ書きし、学校で持ち歩いていたところ、退学処分となった。

米国の学校では不法行為に対する処分は厳しく、武器・薬物の所持、教職員に対する暴力行為、施設の損壊行為などはもちろんのこと、事例のような行為も、学校の安全を脅かすおそれのある行為とみなされ、退学処分となります。

(事例6) 教師の肩を押したら退学

現地校（ハイスクール）に通い始めたばかりの邦人生徒（15歳）が、教師の言っていることが分からず、互いに感情的になり、生徒が教師の肩を押したところ、退学処分となった。

教職員に対する暴力行為は退学処分の対象です。軽度なものであっても、どんな理由があっても、それらは考慮されないことが多いと考えてください。

(3) 警察官に対する態度

(事例7) パトカーのライト点滅

自分の車の後方でパトカーがライトを点滅させていたが、どうしたらよいか分からず走り続けたところ、逮捕された。

この事例では、ドライバーの行為が警察官の指示違反又は逃走に該当すると判断されたものだと思います。米国では、パトカーが後方でライトを点滅させたら、速やかに道路脇へ停車することが求められています。通常パトカーは日本のようにサイレンやスピーカーによる停止指示はしません。パトカーがそのまま通り過ぎればよし。しかし、あなたの後方で停車したときは、次のような点に注意して対応してください。

① 車内でじっと待つ。

あなたは職務質問の対象者です。警察官は、あなたの所へ来るまでに、車載無線やコンピュータを使い、時間・場所、あなたの車の登録番号・車種、違反形態などについて報告や照会を行います。米国の警察官は通常一人でパトカーに乗って勤務しており、職務質問時の殉職事案が多いことから、職務質問をする前に、把握した情報を報告し、確

認することになっているのです。これらの作業には数分、状況によっては10分位かかります。待つ側にしてみれば、かなり長く感じる時間です。

② 誤解される行為をしない。

待っている間、誤解を招く行為をしてはいけません。例えば、免許証を出しておこうと思ってダッシュボードを開けてみたり、座席に置いてあるバッグに手を伸ばしたりするなどの行為です。これらの行為は、「武器を探している」、「証拠品を隠している」と判断されることがあります。また、警察官が来ないからといって、自分から車を降りてパトカーに近寄ったり、その場から走り去ったりしてはいけません。日本の感覚でとった行動が、米国では警察官への敵対行為とみなされることがあります。

③ 指示に従う。冷静に対応する。

警察官が来たら、警察官に対する危害意思がないことを示すため、窓を開け、両手をハンドルの上など警察官から見える所に置きます。免許証の提示を求められたら、バッグの中などにしまっているときは、そこから出してよいか警察官に尋ね、了承を得てから免許証を取り出します。降車するのかもしれないかなどについても、警察官の指示に従って行動します。決して興奮したり、悪態をついたりしてはいけません。また、話してもむだと考え、基本的な質問に答えられないなど、明らかな非協力的態度をとると、証拠隠滅や逃走のおそれがあると判断されることがあります。

(4) その他

(事例8) ペンタゴン(国防総省)での写真撮影

家族でワシントンDCへ旅行し、地下鉄ペンタゴン駅で降りて外で記念撮影(国防総省ビル外観を含む。)して帰ろうとしたら、警察に引き止められ、取調べを受けた。

この事例では、身元が確認されたので、撮影した写真を削除した上、警告書をもって解放されましたが、それまでに数時間を要しました。

同時多発テロ以降、米国ではセキュリティに関する考え方・取り組み方が大変厳しくなっており、写真撮影を禁止している施設もあります。禁止の旨の表示がなくても禁止される場合もあれば、昨日はOKだったのに今日はダメという場合もあります。私たちの知らない事情、例えば、最近テロリストの活動が活発化している、テロリストが家族連れを装って活動しているなどの背景がある場合、相手側(本事例ではペンタゴン)は当然警戒態勢に入っていて、写真撮影等の行為に目を光らせている可能性があるわけです。治安情勢に基づく相手側の判断ですから、「他の人も撮っていた。」、「禁止の表示が

ないのにおかしい。」などこちら側の言い分や考え方は考慮されないこととなります。ペ
ンタゴンに限らず、他の施設においても同じことがいえます。

空軍基地の航空ショーで、立ち入り禁止区域に入り込んで写真撮影をしていたら憲兵
に見つかり、逮捕はされなかったものの、フィルム、データを廃棄して、身分確認後に
退場させられた。日本に帰国後米国に再入国しようとしたところ入国禁止登録されてい
て入国することが出来なくなっていた事例もあります。

写真撮影等の行為をするときは、その是非について確認してから行うという慎重さが
必要でしょう。

(事例9) 公務執行妨害(公共サービス妨害)の態様

他国からの邦人旅行者が米国内の空港で乗り換える際に、セキュリティー検査で係
官が荷物を手荒に扱ったことに対し立腹して大声で文句を言ったところ対公務員暴行
罪で逮捕された。

この事例では、他国から米国経由で日本に帰国する途中の出来事で、この邦人旅行者
は米国の習慣を理解されていないようでした。日本では公務員に言葉で文句を言った程
度で逮捕されることはありませんが、米国では公務員の立場は厳格に守られていること
から、この方は対公務員暴行罪(Assault on a Public Servant)で逮捕されて留置され、
2日目に裁判で罪を1段階下げた公務員に対するいやがらせの罪(Harassment on a
Public Servant)に変更後に釈放されました。

第2章 緊急事態への対処

1. 緊急事態に対する基本的な考え方

米国では、9.11 同時多発テロ、2003 年東部諸州大停電、2005 年巨大ハリケーン（カトリーナ）、カリフォルニア州広域自然火災というように、いつ、どこで、どのような事態が発生するか予測することは困難ですが、発生に備え、また、発生したときにどのように対処するかを考えておくことが重要です。

(1) 助けはすぐには来ない

緊急事態が発生し、救援活動が開始されたとしても、必ずしも、直ちにすべての人に手が差しのべられるとは限りません。

(2) だれでもパニックに陥る

思いがけない事態が発生するとパニックに陥り、正しい判断ができなくなるのが人間です。事前に対策を決め、確認や訓練をしておくことが重要です。

(3) 自助・互助の精神で

だれしも自分のことで精一杯になります。しかし、家族・友人・知人が助け合うことも必要です。緊急事態のときこそ、自助・互助の精神が重要です。

2. 緊急事態の態様

(1) 予想される緊急事態

① テロ

政府機関等への攻撃など施設に対するもの。誘拐や監禁など個人の身体に対するもの。

② 災害

竜巻、大雨、大雪、自然火災など。

③ 事故

航空機事故、危険物漏出事故、工場火災、大規模停電など。

④ その他

個人のレベルでは、家族・友人・同僚の交通事故等も緊急事態といえる。

(2) 過去の教訓

(事例1) 大規模停電

2003年8月14日、ミシガン州東部、オハイオ州北部、ペンシルベニア州北部、ニューヨーク州のほぼ全域、カナダ・オンタリオ州のほぼ全域など、広域にわたって停電となった。米国政府は直ちに「停電はテロによるものではない。」との声明を出し、各州においても「混乱に乗じた値上げは許さない。市民は落ち着いて対応するように。」との呼びかけを行った。2～3日後、事態は回復した。

この大規模停電において各地で見られた現象等は次のとおりです。

- ① 地下鉄が止まり、乗客が閉じこめられた。(トロント)
- ② 空港が閉鎖し、市内へ戻らざるを得なかったが、ホテルを確保できなかった。(ニューヨーク)
- ③ 市内で略奪行為が多発した。(オタワ)
- ④ 水道が止まった。(デトロイト)
- ⑤ テナントとして雑居ビルに所在する会社等は、ビル側から一斉退去を求められ、日本や本社への連絡に支障を来した。(各地)
- ⑥ ガソリンスタンドの給油ポンプが止まり、給油不能となった。(各地)
- ⑦ 信号が消え、渋滞が多発した。(各地)
- ⑧ 電話、携帯電話、Eメールが通じにくくなった。旧式の電話は使用可能、Eメールも通信可能なプロバイダーがあった。(各地)
- ⑨ ラジオのニュースが役立った。(各地)

(事例2) 巨大ハリケーン

2005年8月29日、ハリケーン(カトリーナ)がルイジアナ州に上陸し、堤防決壊によりニューオーリンズ市の8割が水没、死者千人超という甚大な被害をもたらした。米国政府や関係州政府の対応は後手に回り、避難民の救援や治安回復が長期化した。

このハリケーンにおいて各地で見られた現象等は次のとおりです。

- ① 近辺のホテルは、上陸3日前に満室となった。
- ② レギュラーガソリンは、ハリケーン上陸1日前に売り切れた。
- ③ 停電により冷蔵庫内の食料が腐敗し、液状化した食料により冷蔵庫が汚損した。
- ④ 携帯電話が通じなくなった。
- ⑤ 無線機や懐中電灯など、頻繁に使用するため、電池の消耗が早かった。
- ⑥ システムがダウンしてカードが使えず、現金又は小切手が必要であった。
- ⑦ ニューオーリンズ市内で略奪行為が多発し、治安が悪化した。戒厳令が出され、水が

引いた後も、立入制限や外出制限が続いた。

3. 事前準備

(1) 避難先・集合場所

避難できる場所や家族の集合場所を事前に決めておきます。家族・友人・知人と話し合う、地図に印を付ける、事態に応じ複数の場所を決めるなどしておくといよいでしょう。

(2) 準備しておくべき物、あれば便利な物

① 携帯電話

緊急事態が発生すると、通話集中・通話制限、アンテナ等施設の損壊等いろいろな原因により、携帯電話は通じにくくなる。通話を試みるうちに電池が消耗していくので、充電器を必ず携行する。停電だと充電器が使用できなくなるので、車載充電器も忘れずに携行する。

② 固定電話

旧式の電話機（電源を使わず、電話コードのみを差し込んで使用するタイプ）は停電時も使用可能。電源を必要とする電話機は停電時使用できなくなる。

③ 無線機

性能や場所によるが、5マイルほどなら通信可能。免許等不要。予備電池も忘れない。

④ ラジオ

携帯ラジオでニュース等を聴く。なければ車載ラジオを活用。

⑤ 現金・小切手

停電だとカードが使えないことがあり、当座の資金となる現金（数百ドル）や小切手は必須。

⑥ 重要書類

旅券・ID等は保管場所を家庭内で周知しておく。

⑦ 水

1人1日1ガロン（約3.8リットル）が必要といわれ、4人家族だと3日分で12ガロンという大量の水が必要になってしまうが、それほどまでには備蓄していないこともあれば、また、車に積み込む場合には大変なことなので、ある分だけ、又は、車に載せられる分だけという考え方でよい。

なお、非常時、店舗で真っ先に売り切れる品物は、水と電池である。

⑧ 食料

1週間分を用意する。カロリーがあり、保存がきき、冷蔵及び調理の必要がないものがよい。水は一人1日あたり3リットルが目安。

⑨ 燃料等

ライター、マッチ、ろうそく、カセットコンロ、暖炉など、日常生活で使っている物を活用する。

⑩ 家電等

冷蔵庫については、停電が続くと入れてある食料品が腐敗するので、長期避難が予想される場合には中身を処分していく。

発電機があれば停電時でも1～2日ほどしのげる。

懐中電灯及び電池もあった方がよい。

⑪ 移動関係（ガソリン・地図）

自動車に頼らざるを得ない交通事情にかんがみ、自家用車は、常に満タンにしておくよう心がける。停電の場合、ガソリンスタンドのポンプが作動せず、ガソリンを購入できないおそれがある。また、避難先へ行く際、回り道せざるを得ない場合もあり、地図は必ず携行する。

なお、冬季移動時のトラブルに備え、防寒着・長靴・軍手等を搭載しておくとうよい。

⑫ 衣類等

防寒着、雨具、毛布、寝袋など。

⑬ 救急箱

常備薬、持病薬、消毒薬、包帯、三角巾、バンド、はさみなど。

（3）緊急連絡先

緊急連絡先（職場や学校の緊急連絡網、友人、病院、警察、総領事館、AAA、保険会社、航空会社など）を事前にとりまとめておきます。後記「7. 緊急時の連絡先」に示す表を活用してください。

また、電話が使えない場合にどうするか（例えば、避難先を記載した紙を近隣の知人家へ入れておくなど）について、事前に決めておきます。

4. 情報収集

緊急事態の発生後は、通信網そのものが停止したり、テレビやパソコンを残して避難

するため通信手段を失うことになったりし、情報入手が困難になることが予想されます。したがって、日ごろから情報の収集や確認に努めることが必要です。

(1) テレビ・ラジオ・新聞

地元のニュースに関してはローカルニュースが速くて詳しく、世界的なニュースに関してはテレビのCNN (Cable News Network)、天気予報や自然災害に関しては天気専門の Weather Channel が役立ちます。また、TV ジャパンではNHKの緊急番組を見ることができます。旅行先や出張先など遠方の地方のニュースに関しては、全国的に取り上げられるような出来事でなければテレビ放映等はされませんから、インターネットで調べるのがよいでしょう。

(2) インターネット

① ローカルニュース

知りたい地方の名称及び news (例えば detroit news) と入力して検索すれば、数種類のローカルニュース局が表示される。

② CNN

<http://www.cnn.com>

③ 天気

<http://www.weather.com>

④ 在デトロイト日本国総領事館ウェブサイト

<http://www.detroit.us.emb-japan.go.jp>

⑤ 外務省海外安全ホームページ

<http://www.pubanzen.mofa.go.jp>

⑥ NHKオンライン (日本の情報)

<http://www.nhk.or.jp>

(3) 在留邦人安全対策連絡協議会連絡網

各地域の日本人会、日系企業団体及び補習授業校をメンバーとして設立されたミシガン・オハイオそれぞれの在留邦人安全対策連絡協議会の連絡網を通じ、総領事館から安全面での情報を随時提供しています。

5. 在留届

(1) 在留届とは

万一の場合、総領事館が皆様の安全確認や援護を行うためには、在留届を通じ、皆様の連絡先を知っておく必要があります。外国に3か月以上滞在する場合、在留届の提出が義務づけられています。

在留邦人の安否確認は在留届を基本に行います。過去の自然災害の際には「邦人が住んでいないはずの地区に住んでいた。」、「行方不明の邦人が実は既に帰国済みであった。」ことが有ります。届け出内容の変更や帰国届けも忘れずにしてください。

(2) 届出の方法

① 窓口での届出

総領事館窓口で届出用紙に記入し、提出してください。また、領事出張サービスの機会においても届出を受け付けております。

② ファックス又は郵送による届出

ファックス又は郵送による届出も可能です。届出用紙は、連絡を頂けば総領事館から郵送（送料自己負担）いたします。総領事館ウェブサイトからも届出用紙を入手することができます。届出用紙に記入の上、ファックス又は郵送により当館へお送りください。

※ 総領事館ウェブサイト <http://www.detroit.us.emb-japan.go.jp> からの入手方法

「旅券・証明・選挙・各種届」のタブをクリック → 「旅券」のページ → 「在留届」をクリック → 「在留届」のページ → 「外務省ホームページ」をクリック

③ インターネットによる届出

総領事館ウェブサイトからインターネットによる届出も可能です。

※ 総領事館ウェブサイトからの届出方法

「旅券・証明・選挙・各種届」のタブをクリック → 「旅券」のページ → 「在留届」をクリック → 「在留届」のページ → 「在留届電子届出システム」をクリック
(現在、この方法では、登録までに約3か月を要する場合があります。)

6. 全米・カナダ邦人安否確認システム

(1) システムの概要

2006年、外務省は、全米（ハワイ、グアム、サイパン、プエルトリコ、米領バージニア諸島を含む。）及びカナダを対象に、緊急事態発生時における「全米・カナダ邦人安否確認システム」の運用を開始しました。大規模な事件・事故や自然災害などの緊急事態が発生したとき、次の番号に電話をかけ、被災者はメッセージを残し、家族

等はそのメッセージを聴くことによって、安否や所在を確認することができます。

1-866-903-2674(2674 はプッシュボタン	全米・カナダからは通話料無料。
1-866-904-2674 の ANPI アンピに対応)	その他の地域からは米国までの
1-866-905-2674	通話料有料。
1-718-313-9150	通話料有料。

上記番号は、緊急事態発生時のみ稼働します。平常時には利用できません。総領事館ウェブサイト <http://www.detroit.us.emb-japan.go.jp> にシステムに関する詳細を掲載してありますのでご覧ください。

(2) システムの利用方法

① メッセージを録音する方法（全米・カナダからのみ）

上記番号に電話をかけ、音声案内に従い、パスワードとしてあなたの電話番号（海外又は日本の自宅の電話番号）及びあなたの生年月日をプッシュボタンで入力し、あなたの氏名と安否・所在に関するメッセージ（30 秒以内）を声で録音します。

② メッセージを再生する方法（日本、全米・カナダ、諸外国どこからでも可能）

上記番号に電話をかけ、音声案内に従い、パスワードとして被災者の電話番号及び生年月日をプッシュボタンで入力すれば、被災者によって録音されたメッセージを再生することができます。

7. 緊急時の連絡先

次頁の表に、勤務先・学校・友人宅等を書き込み、御活用ください。

なお、在デトロイト日本国総領事館の開館時間は平日の午前 9 時から午後 5 時までですが、それ以外の時間帯や休日であっても、事件・事故等緊急の場合、皆様からの連絡は転送サービス会社へ転送することが可能です。転送サービス会社からの連絡を受けた担当領事が、皆様に連絡を取ります。

